

樹立 年度	令和 6
----------	---------

最上町森林整備計画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 3 月 策 定

山 形 県
最 上 町

森林整備市町村位置図

山形県最上郡最上町全図

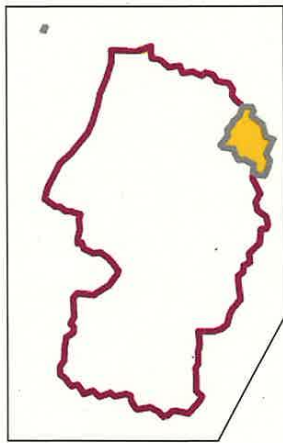
秋田県

宮城県

新庄市

舟形町

尾花沢市



1365
神室山

1367
小又山

1237
火打岳

1097
八森山

1262
小鎗山

1097
金山

凡 例	
山岳	▲
河川	—
都道府県界	- - - -
森林計画区界	- . - . - .
市町村界	- - - -
旧市町村界	- . - . - .
民有林	
国有林	
鉄道	■ ■ ■ ■
国道	— (blue)
町道	— (red)
最上町役場	○

0 500 1,000 2,000 3,000 5,000 町

1 : 30,000

目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備の方法に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域 域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項.....	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策.....	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項.....	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	19
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ..	20
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項.....	20
3	作業路網の整備に関する事項.....	20
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項.....	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	24
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25
Ⅲ	森林の保護に関する事項.....	27
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内地域における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27

第2	森林病虫害の駆除及び予定、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	27
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	27
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	27
3	林野火災の予防の方法	27
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	28
5	その他必要な事項	28
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	28
1	保健機能森林の区域	28
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	28
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	29
4	その他必要な事項	29
V	その他森林の整備のために必要な事項	30
1	森林経営計画の作成に関する事項	30
2	生活環境の整備に関する事項	30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	31
5	住民参加による森林の整備に関する事項	31
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	31
7	その他必要な事項	31

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は山形県の北東端に位置し、最上郡の最東端にあり東西 24km、南北 28km、周囲約 90km、総面積 33,037ha の広大な町である。東は宮城県大崎市、西は最上郡舟形町及び新庄市に接し奥羽山系に属する四方を山に囲まれた盆地である。

森林面積は 27,791.3ha で、総面積の 84%を占めており、木材等の林産物の供給、町土保全、水源の涵養、自然環境の保全・形成等、森林の持つ多面的機能[※]の総合的かつ高度発揮を通じて、地域経済の振興と住民生活の安定に大きな役割を果たしている。気象条件は県下でも多雨多雪地帯に数えられており、近年 10 か年平均で約 130 cmの最大積雪深を記録している。

民有林面積 5,618.7ha のうち人工林は 3,640.8ha を占め、人工林率は 64.8%で県平均 41.4%を大きく上回っている。これは昭和 47 年以降、町有牧野の高度利用計画に基づく 1 農家 1ha の山林保有を目標とした団地造林を積極的に実施した成果である。人工林のほとんどはスギ林で、半数が利用期を迎えている。しかし、森林所有者の高齢化や後継者不足と、木材価格の低迷による林業経営意欲の低下のため、手入れ不足の人工林が大半を占めており、公益的機能の低下が危惧される状況となっている。

これらの問題解決のために、町では、森林組合・林業関連事業体と協力して計画的に森林の間伐を実施し、近年の事業実績は 82.8ha となっている。(別表1 間伐の実績より)

また、利用間伐で搬出した木材のうち、低質材については、町立病院や福祉施設が集合している区域や保育園等でエネルギーとして利用しており、この取り組みを開始して約15年が経過している。更には、若者定住モデルタウンへの木質資源を活用した熱供給や、民間事業体による木質バイオマスガス化発電所の事業等、エネルギーの地産地消への取り組みも進んでいる。

最上管内では大規模集成材加工工場や木質バイオマス発電所等が稼働し、町内の森林資源の更なる活用が見込まれているなか、森林の成長量から割り出した木材生産量の中での伐採及び林齢構成の平準化を目標とした利用と再造林を計画していくことが重要となる。

町では、平成29年度に山形森林管理署最上支署の指導と民間事業体の協力を受け、スギの伐採から植栽までを一貫して行う作業システムによる再造林に取り組んでいる。今後も、森林所有者の所得向上と持続可能な林業経営につながる主伐・再造林を進め社会問題となっている花粉症対策として、少花粉のスギコンテナ苗の育苗や再造林についても推進していく。

また、皆伐後の再造林や保育作業を森林所有者だけで実施していくことは労力や経費等の面で困難が予想されることから、利用期に突入したスギ人工林のなかで、成長量が大きく見込まれる林分については、間伐によって収穫を繰り返していく長伐期施業も推進していくこととする。

一方、民有林に占める天然林は 1,724.9ha で、以前薪炭林として利活用されたブナやナラの広葉樹

※ 森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

が主な構成樹種となっているが、長年手付かずで放置された結果、荒廃した里山が増加し、近年では森林病害虫も多数発生しており、課題となっている。

町内には森林所有者が集落単位で組織した造林組合があり、林道や作業道等の整備に積極的に取り組んでおり、所有者自らが森林の間伐等を意欲的に取り組んでいる箇所も見受けられる。また、薪炭共有林より薪を調達して、ストーブ燃料として活用している家庭も多い。長年培われてきた森林資源の活用方法や森林整備の重要性を、将来を担う子供たちにしっかりと受け継ぐために森林環境学習にもより一層力を入れていくこととする。

国有林については、平成27年に共有林野内の天然林を持続的に利用しながら木質バイオマス資源の円滑な供給を図ることを目的とした東北森林管理局と町の普通共有林野契約が締結されている。今後も人工林の主伐により生産される低質材や保育施業後の林地残材等のバイオマス資源としての利活用等でも積極的な連携を図ることとしている。

平成31年4月には、森林経営管理法が施行された。民有林全域で森林の適切な経営と管理が推進されるよう、新たな森林管理システムの推進に向けて、国、県、森林組合及び林業関連事業体との協力体制の構築と、中長期的な路網、森林整備計画等の目標達成に努めていく。

町内における、林業分野の法人は、素材生産事業社が2社、製材工場が2社(うち1社はチッププラントを保有)となっている。

特用林産物については、意欲的に取り組む栽培者が増えたことで、生産量が急増している。特にしいたけ・まいたけについては、県内でも有数の産地となっており、山菜の採取及び栽培も、国産山菜の需要の増加により盛んになっている。

別表1 間伐の実績

(ha)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
利用間伐	6.75	15.66	13.42	23.35	22.64	81.82
未利用間伐	0.23	0.75	0	0	0	0.98
計	6.98	16.41	13.42	23.35	22.64	82.8

(出典:美しい森林づくり基盤整備事業実績)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の持つ「水源の涵養^{かんよう}」、「山地災害等の防止」、「快適環境の形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等の生産」の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しながら、計画の対象とする森林を、特に発揮することが期待されている機能に応じ、「水源の涵養森林」「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」「快適環境機能維持増進森林」「保健・レクリエーション機能維持増進森林」「文化機能森林」「生物多様性保全機能森林」「木材生産機能維持増進

森林」の7つに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

上記で示した「木材生産機能維持増進森林」以外の6つの機能については、公益的機能を高度に発揮させる必要があることから、この6区分の森林を「公益的機能別施業森林」とし整備を図る。

最上町では「快適環境機能維持増進森林」としてゾーニングしている森林はないが、「保健機能維持増進森林」の整備促進が「快適環境機能」の維持増進にもつながるという観点から、4区分にて森林資源を分類するものとする。

なお、当町民有林の全域は、山形県水資源保全条例(平成25年3月制定)に基づき、平成27年1月に「最上小国川地区水資源保全地域」として指定されている。森林等が有する水源涵養機能は大きく、川の上流部に位置する当町では、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るため策定する計画に掲げている水源涵養機能の維持を図る森林整備や理解促進に積極的に取り組むこととし、指定地域における溪流沿いの森林を溪畔林として位置付け、「水源涵養機能維持増進森林」と同様な考え方で整備を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

発揮すべき森林の公益的機能の種類に応じた適切な施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、森林を重視すべき機能に応じ次の7区域に区分する。また、それらの森林整備を推進するために、林道及び作業道等の路網整備の促進を図る。

① 水源涵養機能

町内には8か所の上水道水源があり、森林は、生活用水、農業用水の水源等、住民生活と密接に結びついている。このことから、良質な水の安定供給を確保するため、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や広葉樹との複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。

② 山地災害防止／土壌保全機能

山地災害発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留めの施設設置等、対策を推進する。

③ 快適環境形成機能

該当なし

④ 保健・レクリエーション機能

町には、白川上流、瀬見、前森高原、回帰の森等の観光資源がある。中でも回帰の森は、生活環境の保全や保健・レクリエーション機能を増進させる必要のある森林として位置づけている。今後さらに、多様な樹種・林相からなる森林整備を推進するとともに、森林浴やレクリエーションなどの交流資源としての森林環境整備を行い、また、森林の持つ多面的機能についての学習の機会の創出や環境保

全活動への誘導を促進するための施策を展開することとする。

⑤ 文化機能

町には山刀伐峠や奥羽山芭蕉の森などをはじめとした歴史的文化財産が有り、これらの所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林においては、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・育成の場として生物多様性の保全に寄与していることから、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林においては、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生動物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

溪畔林については、溪流の中心から右左岸各30mの計60mの範囲とし、天然林は自然の推移に委ねてその発達を図り、人工林は間伐の実施により林床に光を入れ、自然力による針広混交林化を図るなどの整備を行い、溪畔周辺の保全と上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

⑦ 木材等生産機能

木材生産機能を増進させる必要のある森林については、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するため、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を育成させるために必要な森林施業を実施することとする。このことから、森林整備の担い手の育成、高性能林業機械の導入促進を推進するとともに、施業効率の向上や森林資源の効率的な活用、また、植林、育林等を推進するための路網整備を行う。なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、適切な森林施業の実施を図るため集落を単位とした座談会や講習会等を行い、知識と技術の向上に努める。

さらに、関係行政機関、森林組合、林業事業体、森林所有者等との連携を図るとともに、講習会等の林業従事者の技術向上機会を創出する。また、施業の共同化や担い手の育成、作業路網の整備を推進するとともに、森林組合や林業事業体を中心として高性能林業機械の導入を促進する等、合理的な林業経営を推進する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、地域の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、標準伐期齢を次表のとおりとする。なお、特定苗木を使用する場合においては、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとする。

地 域	樹 種					
	ス ギ	マ ツ 類	カラマツ	その他 針葉樹	広 葉 樹	
					用 材	そ の 他
本町全域	60	55	40	55	75	30

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成などを勘案して定めるものとする。

また、伐採跡地が隣接しないように、伐採跡地間は主林木の樹高程度の間隔をあけることを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全を考慮した方法とする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

（皆伐）

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することが無いよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図る。

（択伐）

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹郡を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な

伐採率により一定の立木材積を維持する。

(1) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

- ① 主伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ1箇所当たりの伐採面積は、概ね20ha 以内とするともに、伐採箇所についても分散に配慮するものとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

- ② 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

- ③ 伐採跡地については、萌芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新を図るため、適地適木を旨として、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、萌芽による更新を行う場合には、林齢が高くなるほど萌芽力が低下するので伐期 30 年程度とし、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込みを行うこととする。

- ④ 皆伐後天然更新を行う場合は、1 箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じることとするが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮することとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は30年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月の間に伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し必要に応じ、芽かき又は植え込みを行うものとする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて人為と天然力の組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

- ① 主伐にあたっては、複層林状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。

- a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返り期間とする。

なお、択伐率については、30%以下(伐採後に植栽を行う必要がある森林は40%以下)を標準とする。

- b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。
- ② 更新を確保し成林させるため、地表処理、刈り出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。
- ③ 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記(1)育成単層林施業のうち、植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うものとする。

(3)天然生林施業

天然生林にあつては、気象、地形、土質等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、以下の事項に留意の上実施する。

- ① 主伐にあたつては、前記(2)育成複層林施業の留意事項によるものとする。
- ② 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1)人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表に示すとおりである。

区 分	樹 種 名 (針 葉 樹)	樹 種 名 (広 葉 樹)	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチノキ、ケヤキ	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は最上町農林振興課とも相談のうえ、適切な樹種を選択すべきものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木、特定苗木をいう)の確保を図るため、その増加に努めることとする。

(2)人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕 立 て の 方 法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
ス ギ	中 仕 立 て 密 仕 立 て	2,000 ～ 3,000	

広 葉 樹	中 仕 立 て	2, 000 ナラ類	
-------	---------	------------	--

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえつつ植栽本数を決定する。ただし、効率的な施業実施の観点から、低密度植栽の導入に努めることとする。また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員・最上町農林振興課と相談の上、適切な植栽本数を判断すべきものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	灌木類、笹等は出来るだけ地際より伐倒又は刈り払いし、発生した支障木等は植栽や保育作業の支障とならないように筋置き等により整理することとし、併せて気象害や林地の保全に配慮することとする。
植 付 け の 方 法	植え付けの方法は、十分な植穴を確保して植え込む方法で、植栽配列は正形状を標準とする。 なお、再造林の場合は、作業効率の向上等からコンテナ苗の活用や車両系伐出機械を活用した伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植 栽 の 時 期	植栽時期は、春又は秋植えとするが、極力乾燥時期を避けるなど苗木の生理的条件及び地域の気象条件等を考慮の上、適期に植え付けることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、伐採後原則として2年以内に更新を図るものとする。 ただし、択抜による伐採に係わるものについては、森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内に更新を図るものとする。 天然更新については5年以内に更新を図るものとする。更新状況は、伐採後5年以内に更新完了基準を用いて確認を行うものとする。更新が完了していない場合は、必要に応じて植栽や天然更新補助作業を実施するものとする。
--------------	--

(4) 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。更新に当たっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。

また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。天然生林の更新は、天然下種更新及びぼう芽更新とするが、これにより難しい場合は、適地適木や在来樹種等を考慮して植栽することとする。

(2) 天然更新の対象樹種

天然更新の主な対象樹種は、マツ類の針葉樹及びナラ類、カエデ類、サクラ類、ブナ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、シナノキ、エゴノキ等の高木と成り得る広葉樹(高木性広葉樹)とする。

(3) 天然更新の標準的な方法

気象、その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、次に示す方法を標準として行うものとする。

ア 天然更新すべき本数

伐採後 5 年を経過した時点で、更新対象樹種のうち樹高が 1.2m 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等の合計本数が 2,500 本/ha 以上とする。ただし、ぼう芽更新については、芽かき等を実施した後の本数は 2,000 本/ha 以上とする。

イ 天然下種更新の標準的な方法

- a ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所では、かき起こしや枝条整理等の地表処理を行うこととする。
- b ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については刈り出しを行うこととする。
- c 天然稚樹の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な個所に必要な本数を植えこむこととする。

ウ ぼう芽更新の標準的な方法

ぼう芽更新では、樹種や林齢等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する場合があるため、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かきを行うこととする。

エ 天然更新の完了確認の方法

天然更新の完了確認の方法は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は、「山形県における天然更新完了基準」の7に準拠する。

オ その他天然更新の方法

標準的な方法は、天然下種更新、ぼう芽更新によるものとし、伐採後5年以内に立木度3以上となった場合更新完了したものとする。5年以内に更新が完了しない場合は、植栽により更新を行うこととし、標準的な対象 樹種は第2. 1.(1)人工造林の対象樹種を主体とするが、適地適木を旨とし、気候土壌等の自然条件に適合した樹種を選定することとする。

(4)伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に天然更新を図るものとする。ただし、上記までに天然更新すべき本数が満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 30 m以内に存在せず、林床にも存在しない森林とする。

(2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	全域の人工造林に係る森林及び人工造林地の伐採跡地を対象とする。 ただし、広葉樹林帯と接している林分等、林地や周囲の状況から天然更新が見込まれるものについては、この限りではない。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1)造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2)成立させるべき本数

2の(2)のとおりとする。

5 その他必要な事項

ア 木材等生産機能維持増進森林において推進すべき造林に関する事項

木材等生産機能維持増進森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

本町においては、町有牧野の払い下げや団地造林の積極的推進により 49 年生以下のスギ林が人工林の大部分を占めているが、優良材生産の基本となる間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、造林初期の育林や間伐を推進する一方、間伐材の活用を促進することで、間伐材の資源化を図り、計画的に間伐施業をすすめ美林を整備し、森林所有者の育林意欲を向上させ、最上杉ブランドの確立を図るべく事業を展開する。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は林木の健全な生育を促進し、その質的向上と木材の利用価値向上及び森林の健全性の維持を図るために行うものとし、実施すべき林齢及び間伐の方法については次表に示す内容を標準として、当該森林の間伐を適切に実施するものとする。なお、間伐の実施は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

しかしながら、間伐及び保育が芳しくない状況も踏まえ、森林施業の合理化による資源の有効活用に資するため、5齢級に達した森林資源の団地については、施業実施協定や国庫補助事業等の活用による間伐を推進し、森林 GIS を用いた効率的資源収穫を路網整備とあわせて計画するとともに、高性能林業機械による列状間伐の導入等により、1回あたりの伐採量を多くして間伐の総回数を減らし、コスト縮減を図る手法も導入する。

また、標準伐期齢に達した林分であっても、皆伐後の再造林の困難が見込まれる箇所及び成長が良好な林分については、利用間伐を繰り返す長伐期施業を実施していく。

【間伐実施時期及び方法の目安】

樹種	植栽 本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な時期（年）と 本数間伐率							標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	2,500	育成単層林施業 (少雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(14)	(17)	26	35	44	55※	-	間伐補助事業制 度を活用しコスト ダウンに努め生産 目標、生産力及び 気象条件等を考慮 するとともに、林 分密度管理図、林 分収穫予想表等 と、経験を活かし 適正な本数になる よう実施する。
			6%	7%	8%	17%	18%	15%	-	
	2,500	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(14)	(17)	26	33	41	51※	-	
			6%	11%	15%	15%	20%	18%	-	
	3,000	育成単層林施業 (少雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(13)	(17)	26	35	44	55#	-	
			11%	13%	12%	17%	18%	15%	-	
	3,000	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(13)	(16)	20	26	33	41	51※	
			8%	9%	14%	16%	15%	20%	18%	

この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域、地位3による。

※は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期。

() 書きは除伐または、間伐で生育状況により実施するものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。また、下刈りについては、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するなど、作業の省力化・効率化に努めることとする。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的 な方法	備考
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～ 19	20 ～ 30		
雪起し	スギ			△	○	○	○	○	○	△	△	△	△		下記①参照		
下刈り		○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△			下記②参照		
除 伐														△		下記③参照	
枝打ち														△	△	下記④参照	
つる切り														△		下記⑤参照	
林地肥培				△	△	△								△	△	下記⑥参照	
鳥獣被害 防止対策			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	下記⑦参照	

注 1 ◎印は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行う。

- 2 保育作業は必要がない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準をこえても作業を継続する。

【保育の標準的な方法】

① 雪起し

雪起しは、幹の通直性を高めるとともに林分の健全性と成林率の向上を目的として行う作業であり、消雪後直ちに行う。

② 下刈り

下刈りは、造林木が下草に被圧されるのを防ぐため下草より抜け出るまで行う。局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業により1回又は2回行う。

また下刈りの終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定める。

③ 除伐

除伐は、造林木の健全な生育を図るため造林木の成長の阻害や、将来阻害が予想される侵入木（不用木）、形質不良な造林木（不良木）を除去する作業である。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに目的外樹種であっても、その生育の状況、公的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して有用なものは保存して育成する。

④ つる切り

つる切りは、造林木につるが巻きつき樹冠を覆って被圧するなどの害をあたえるため、これを除去する作業である。下刈り、除伐時に併せて行う等適時適切に行う。

⑤ 枝打ち

枝打ちは、病虫害等の発生を予防するとともに材の完密度を高め、優良材を得るために行う作業である。枝打ちの時期は、樹木の成長休止期がよく、最適期は晩冬から成長開始直前の早春にかけてである。

⑥ 林地肥培

林地肥培は、施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行う。

特に、生産力の低い地位Ⅲ等地ではでは、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齢林施肥を行う。また、成林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じて枝打ち、間伐後に施肥を行う。

⑦ 鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、次に示すとおりとする。

育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維

持に配慮しながら間伐を実施することとする。また、長伐期施業にあっても林木の過密化による林内相対照度の低下を防止するため、公益的機能の維持に配慮しながら適時間伐を実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の役割については、自然災害の発生や渇水等の不安から災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給等の分野で国民の期待が一層高まっている。

また、自然環境保全の観点から、貴重な野生動植物の生息・生育の場として重要な森林の的確な保護のみならず、身近な自然として居住地周辺の里山林等の森林の保全に対する要請が一層の高まりを見せている。

以上から、Iの2(2)に示す森林の区分のうち①水源涵養機能、②山地災害防止／土壌保全機能、④保健・文化機能に区分される区域を公益的機能別施業森林とする。

また、森林蓄積は着実に増加し、一部においては伐期を迎えるなど成熟してきている。そこで、Iの2(2)に示す森林区分のうち⑤木材生産機能のみに区分される区域を公益的機能別施業森林以外の森林区分とする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林・干害防備保安林や山形県水資源保全条例における水資源保全地域等の水源涵養機能に関係する法令により指定されている区域や主要な河川の上流に位置する、上下水源やダム等の集水域、森林の持つ水源涵養機能が高い森林等の森林施業を推進すべき森林を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、森林の区域については別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	マ ツ 類	カラマツ	その他 針葉樹	広 葉 樹	
					用 材	そ の 他
区域全域	70年	65年	50年	65年	85年	40年

(2) 森林に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土崩、土流、なだれ、落石保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂・潮害・風害・雪害・霧害・防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能及び生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めるものとするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の概ね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変位点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等の地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の摂理又は片理が著しく進んだ箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等

の森林等。

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体になって優れた景観美を構成する森林、気象緩和・騒音防止等の機能を発揮している森林等。
- ③ 湖沼・瀑布・溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキングやキャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

アの①～④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	マ ツ 類	カラマツ	その他 針葉樹	広 葉 樹	
					用 材	そ の 他
区域全域	120年	110年	80年	110年	150年	60年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的状況等から一体とし森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として定めるとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な区域について、別表 1 のとおり定める。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、林地生産力、標高、積雪深、斜面方位や傾斜角といった自然条件や、その他作業性を考慮したうえで、面的に定めることとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、植栽による更新を行うことを原則とする。ただし、現地の状況より、施業区域が「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の条件を満たさないと判断される場合は、あらかじめ林業普及指導員又は最上町

農林振興課と相談し、意見を踏まえたうえ、適切な施業方法について決定する。

【別表1】

区 分		森林の区域(林班)	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		27-ろ(1), 53-へ(16), 53-と(1)	108
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1-い, 1-ろ, 2-ろ, 3-い, 5-ろ, 13-ろ, 15-い, 15-ろ, 16-い, 17-い, 18-い, 19-い, 20-い, 21-い, 26-い, 30-い, 36-い, 38-い, 43-い, 46-い, 56-い, 57-い	421
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		27-い(9・14・15), 27-ろ(10・12)	65
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		全林班	5,619
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林	下記の条件をすべて満たす森林とする。 詳細は別添図面のとおり。 ①地位1～6②標高 700m未満③斜面方位南～西(方位角 135～315°)④傾斜角 35° 未満⑤積雪深 250cm以下	3,579

【別表2】

施業の方法		森林の区域(林班)	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		27-ろ(1), 53-へ(16), 53-と(1)	108
長伐期施業を推進すべき森林		2-ろ, 3-い, 5-ろ, 15-い, 15-ろ, 16-い, 17-い, 18-い, 19-い, 20-い, 27-い(9・14・15), 27-ろ(10・12), 36-い, 56-い	378
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	21-い, 26-い, 38-い, 46-い	18
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1-い, 1-ろ, 13-ろ, 30-い, 43-い, 57-い	89

3 その他必要な事項

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

効率的な森林施業を実施するため、より一層の団地化が必要とされている。そのため、まとまりのある一体的な整備の実現のため、土地の所有と利用を分離することで、施業効率、経営効率の向上を図り、森林にかかわる経営規模拡大の促進を目指す。

また、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、今後、航空レーザ測量等により整備する森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体の育成を図り、町内を離れている森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋を行いながら、森林管理署、県、森林組合、森林所有者の代表者、事業体、学識経験者等からなる最上町公益の森林づくり実行委員会の開催等により合意形成を図るものとする。

また、規模拡大を進めるため、森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受委託の制度等を周知しながら、規模拡大の促進を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託等を実施しようとする者は、森林経営に関する委託契約等を締結し、次の点についてあらかじめ明確にしておくこと。

- ア 契約期間及び契約対象森林、施業内容等について
- イ 森林への立入り、作業道等の施設の利用及び開設等について
- ウ 森林経営計画の策定及び実行について
- エ 委託事項を実施する場合の費用負担及び費用の請求方法について

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については経営管理を実施する森林経営管理制度の活用をする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林家は、そのほとんどが農家林家であり、林家1戸あたりの所有山林は零細であるが、共有林が多く残存していることや、牧野造林が集落単位で実施されたことから、森林施業の共同化に対する意識は高い。

このことから、集落単位に施業の研修会等を開催し、森林施業の共同化に対する所有者間の合意形成に努めるほか、森林組合、林業事業体による施業の受委託を推進する。

森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位、又は、流域単位等による森林の施業委託を推し進め、事業量の確保を図っていく。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、森林施業を計画的・合理的に推進するため、森林施業共同化重点実施地区を設定する。その範囲は、現在共有林等の整備を計画的に実施しており森林施業共同化の必要性に対する意識が高い区域とする。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者は、次の点について留意し施業を実施するものとする。

ア 共同施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するため作業道等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。

ウ 共同施業実施者の一つがア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施行の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の効率性を担保するための措置について明確にしておく。

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーショ

ン等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

【傾斜区分別の路網密度と作業システム】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ～ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30° ～ 35°)	車両系作業システム	60(50) 以上	15以上
	架線系作業システム	20(15) 以上	15以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注 1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとする。

注 2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用するものとする。

注 3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林で、優良材生産の基本となる間伐及び保育が十分に実施されていない49年生以下のスギ林が大部分を占めている区域とする。

位置	面積
7, 17, 18, 26, 27, 28, 29, 40, 41, 45, 52, 53, 55, 56林班	2,162ha

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入

を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道(林業専用道含む。)及び森林作業道を適切に組み合わせて整備(既設路網の改良含む。)する。

また、林道の整備に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や車道や集落からの距離等といった社会的条件が良好で、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえ推進する。特に林道の開設については、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良については、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、次の表のとおりとする。

単位 延長:km 面積:ha									
開設／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	40,41 林班	最上奥の細道	3.9 (1)	294	○	1	
開設	自動車道	林道	55 林班	月楯蔵沢線	2.5 (1)	104	○	2	
開設計				2ヶ所	6.4 (2)	398			
拡張	自動車道	林道	最上町	市の沢	0.4 (1)	308		①	舗装
〃	〃	〃	〃	本城	0.2 (2)	279		②	〃
拡張計				2路線	0.6 (3)	587			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知)「民有林林道台帳について」(平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(3) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、期間路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から山形県森林作業道作設指針により開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備については、現時点の計画はないが、状況に応じて適宜適切に整備を行うこととする。

また、民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととする。

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌の条件に応じた適切な方法により行う。特に、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林での搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめることとする。

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の林業経営は、経営規模が零細なことや保育対象林分がほとんどであることから、林業からの定期的な収入はほとんど見込めない。そのため、農業及び他産業からの収入が大部分を占めている。またこのような状況から林業就業者は高齢化の傾向にある。このような現状を打破するため、県・町・森林組合、林業事業体等が一体となって地域林業の担い手となる若者の育成強化に努める。そのために、各種林業施策を積極的に導入するとともに、それらに従事する者の質的向上に努め、労働環境の整備を推進する。

また、林家等の経営安定に資することから、椎茸等の特用林産物の生産にも積極的に取り組み就業の場の確保と共に経営の安定化を目指し担い手の育成に努める。

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や

新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材への適正な受入れ等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

あわせて、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとする。

(1) 林業労働者の育成

林業従事者の就労状況は、農業等他産業との兼業労働がほとんどで年間就労日数も少なく、通年雇用や安定化等が強く求められている。

そのため、雇用関係を近代化し社会保険への加入を推進するとともに、労働安全衛生の確保と林業技術の向上を図るため、各種研修会や講習会への参加を積極的に促す。

また、森林組合等林業事業体を地域林業の中核として各種事業に積極的な参加を促し、林業労働者の育成に取り組む。

(2) 林業後継者等の育成

本町は農林家の兼業化が顕著であり、後継者たる若者林業労働者は極少数である。また、長期にわたる林業の低迷と農林家の世代交代により、林業経営に対する関心も希薄になっている。このため、間伐展示林の設定や集落単位の座談会・講習会の実施に取り組み、林業経営への関心と意欲の向上を啓発するほか、町内の林業研究グループや林業事業体と連携を深め林業後継者の育成を推進する。

また、本町はこれまでも複合経営の一環として生しいたけ、ヒラタケ、舞茸等特用林産物の生産に取り組んできたが、今後とも栽培技術の普及啓発や各種事業による施設整備を積極的に推進して、林業後継者の所得向上に取り組んでいく。

○ 活動拠点施設の整備

該当なし

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合、林業事業体等を育成強化するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、広域就労、協業化等により組織・経営基盤の強化等を推進する。

また、素材生産業者については、本町の森林資源の現況から当分の主伐量の増大は見込めないが、講習会等への参加により技術水準の高い労働者の養成と間伐木搬出の技術体系の確立に努め事業量の確保に取り組んでいく。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

当町の森林は人工林が65%を占め、しかも所有規模が零細である。また林業事業体も零細であり、林業従事者の労働条件は劣悪で機械化による省力化がまだまだ進んでいない現状にある。このため、今後当町の地形等を勘案し生産性の向上と労働条件等の整備のため高性能機械を導入した、新作業システム、機械の共同利用システムを検討する。その際、ICT の活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

町内の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械の導入を図ることとする。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制について積極的に取り組むこととする。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進することとする。

なお、地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとする。

【傾斜区分別の路網密度と高性能林業機械の組み合わせ】

区 分	作業システム	機械クラス	路網密度 (m/ha)	作業システムの例				
				伐木	集材	造材	積込	搬出
緩傾斜地 (0～25° 以下)	車両系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100 以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
中傾斜地 (26～30° 以下)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100 以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急傾斜地 (31～35° 以下)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 30 以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急峻地 (35° 超)	架線系	0.20級	概ね 30 以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ

注) 林業機械の名称の説明

ハ ー ベ ス タ : 伐採、枝払い、玉切りから集材までを一貫して行う機械

プ ロ セ ッ サ : 土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械

フ ォ ワ ー ダ : 玉切りした短幹材を荷台に積んで、運ぶクレーン付きの集材専用の車両

スイングヤーダ : 主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアーム

をタワーとして使用する機械

タワーヤーダ：架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械化(簡易集材機やリモコン自動枝打機等)の促進方策については、補助事業や融資制度等を活用した導入を図るとともに、高性能林業機械の導入に当たっては、用途、目的に沿った機種を選定し、作業のシステム化を目指した導入を推進する。

併せて、育林事業を推進するための普及活動の強化、優良材生産に対する林家の意識向上や事業量の安定確保に努めるとともに、林業機械講習会等に対して積極的な参加を促進していくものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物は、菌茸類の原木しいたけ・菌床しいたけ・舞茸・ヒラタケ等や山菜のウルイ・タラノ芽等が農林家の複合経営の一環として生産されているが、今後とも立地条件や市場動向を考慮しながら産地形成を推進し、労働力の効率的活用と所得向上を図る。

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の保続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

○ 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施 設 の 種 類	現 状 (参 考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
菌床しいたけ栽培施設	志 茂		△ 1				
〃	東法田		△ 2				
〃	黒 沢		△ 3				
〃	志 茂		△ 4				
〃	清水町		△ 5				
〃	東法田		△ 6				
〃	前 森		△ 7				
〃	法 田		△ 8				
〃	萱 場		△ 9				
〃	若 宮		△ 10				
〃	東法田		△ 11				
〃	向 町		△ 12				
まいたけ栽培施設	法 田		△ 13				
まいたけ菌床センター	法 田		△ 14				
しいたけ菌床センター	法 田		△ 15				
〃	清水町		△ 16				
〃	志 茂		△ 17				
特用林産物加工施設	新 田		△ 18				
〃	新 田		△ 19				
〃	大 堀		△ 20				
〃	向 町		△ 21				
木質チップ製造施設	月 楯		△ 22				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内地域における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予定、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害対策について、松くい虫やスギ孔性害虫等被害に対して抵抗性の高い森林の整備を図るため、適時適切な除間伐の実施、広葉樹や針広混交林の造成等を行うとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県や関係機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行うものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣被害防止森林区域外における野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的に推進するものとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮し、適時適切な除間伐の実施、広葉樹や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を促進するとともに、被害状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

ア 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適宜適切に実施するものとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防止線、防火樹帯等の整備を推進するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

最上町の森林では、原則として火入れは行わない。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

太陽光発電施設など大規模な施設を設置する場合においては、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について、適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとする。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位 置	林 小 班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
本城	27 林班い・ろ小班	65.00	32.87	32.13				

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、国土保全等の機能の低下を補完するため自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

造林・保育・伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
造林	保安林で定める指定施業要件のとおり
保育	保安林で定める指定施業要件のとおり
伐採	保安林で定める指定施業要件のとおり

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
指定無し	指定無し	指定無し

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について配慮し、適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

オ 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
向町地区	13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30, 31,32,33,34,35,36,37,38,39	2,398
満澤地区	40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56	2,261
志茂地区	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,57	960
		合計 5,619

2 生活環境の整備に関する事項

適切な森林整備により森林の多面的機能の維持増進を図るため、地域での森林整備の主体的活動や緑の少年団などによる森づくりを地域で支援し、生活環境づくりと森づくりを一体化して整備に努める。

生活環境施設の整備計画

施 設 の 種 類	位 置	規 模	対 図 番 号	備 考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町では民有林のスギ人工林について、計画的に利用間伐を実施しながら環境整備に取り組むと共に、搬出した木材を町内施設でエネルギーとして利用しており、これにより新規の雇用も創出している。今後も更なる資源の利活用に向けた取り組みをおこなっていく。

一方、天然林は薪等として一部を利用・更新しているのが現状である。このようなことから、今後は町で盛んな畜産業や特用林産物の栽培の関係者と連携しながら、天然林の森林資源の整備拡充を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状(参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

最上町公益の森林づくり実行委員会・最上町森林愛好会・緑を愛する会等が中心となりながら、地域住民参加型森林整備や緑の少年団活動による森づくり等を積極的に展開して、森林への親しみと公益的機能の啓発に取り組む。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 法第 10 条の 11 の 8 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落に実行責任者たる集落リーダーを配置し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位、又は、流域単位等による森林の施業委託を図っていくこととする。

(4) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく意向調査や集積計画の作成は、町内一斉に行わず範囲を絞って実施していく方針としている。

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国・県等の指導機関及び森林組合、林業事業体等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上等に努めるものとする。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

当町におけるナラ枯れ被害については、平成18年度より確認され伐倒及び薬剤による対策を講じてきたものの、その後爆発的な勢いで被害が拡大し、ほぼ全域において被害が確認されている。今後は、これまで実施してきた被害拡大防止及び景観保全を目的とした被害木処理だけでなく、根返り等による人的被害の発生を防止するため、積極的に被害木処理を実施していくこととする。

(4) 町有林の整備

本町の町有林の人工林の大半はスギ林であるが、一部には広葉樹資源の充実のためケヤキ・ミズキ等を植栽し、複層林施業に取り組んでいる。これを生かし、森林施業体系の確立と普及啓発を図るとともに、将来の木質資源供給林として長期的な視点をもって計画的な整備に努めていくものとする。

付 属 資 料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年 次	合 計			0 ～ 1 4 歳			1 5 ～ 2 9 歳			3 0 ～ 4 4 歳			4 5 ～ 6 4 歳			6 5 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 17 年	10,761	5,170	5,591	1,428	727	701	1,404	724	680	1,534	784	750	3,180	1,622	1,558	3,215	1,313	1,902
	平成 22 年	9,847	4,756	5,091	1,160	603	557	1,125	606	519	1,369	687	682	3,104	1,598	1,506	3,089	1,262	1,827
	平成 27 年	8,902	4,299	4,603	988	511	477	847	471	376	1,249	654	595	2,735	1,356	1,379	3,083	1,307	1,776
	令和 2 年	8,080	3,913	4,167	838	424	414	696	368	328	1,140	606	534	2,146	1,068	1,078	3,260	1,447	1,813
構成比 (%)	平成 17 年	100	48.0	52.0	13.3	6.8	6.5	13.0	6.7	6.3	14.3	7.3	7.0	29.6	15.1	14.5	29.9	12.2	17.7
	平成 22 年	100	48.3	51.7	11.8	6.1	5.7	11.4	6.2	5.3	13.9	7.0	6.9	31.5	16.2	15.3	31.4	12.8	18.6
	平成 27 年	100	48.3	51.7	11.1	5.7	5.4	9.5	5.3	4.2	14.0	7.3	6.7	30.7	15.2	15.5	34.6	14.7	20.0
	令和 2 年	100	48.4	51.6	10.4	5.3	5.1	8.6	4.6	4.0	14.1	7.5	6.6	26.6	13.2	13.4	40.3	17.9	22.4

資料：令和 2 年度国勢調査

(2) 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業		第 3 次産業	分類不能
			農 業	林 業	漁 業	小 計		うち木材・木製品製造業		
実 数 (人)	平成 17 年	5,318	843	30	3	876	2111	12	2331	—
	平成 22 年	4,873	835	30	5	870	1,783	—	2,198	22
	平成 27 年	4,597	784	28	1	813	1,626	—	2,150	15
	令和 2 年	4,288	751	28	4	783	1,437	—	2,068	—
構成比 (%)	平成 17 年	100	15.9	0.6	0.1	16.5	39.7	0.2	43.8	—
	平成 22 年	100	17.1	0.6	0.1	17.9	36.6	—	45.1	0.45
	平成 27 年	100	17.1	0.6	0.02	17.7	35.4	—	46.8	0.33
	令和 2 年	100	17.5	0.7	0.1	18.3	33.5	—	48.2	—

資料：令和 2 年度国勢調査

2 土地利用

	年 次	総 土 地 面 積	耕 地 面 積				草 地 面 積	林 野 面 積			その他 面 積
			計	田	畑	樹園地		計	森 林	原 野	
実 数 (ha)	平成 17 年	33,027	2,146	1,922	220	4	4	26,300	26,209	91	4,577
	平成 22 年	33,027	2,079	1,840	233	6	—	26,488	26,209	279	4,460
	平成 27 年	33,027	2,063	1,840	220	3	—	26,631	26,352	279	4,333
	令和 2 年	33,037	2,400	2,021	379	—	—	26,557	26,278	279	4,080
構成比 (%)	令和 2 年	100	7.3	6.1	1.2	—	—	80.4	79.5	0.9	12.3

資料：2020 農林業センサス

3 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

保 有 形 態		総 面 積		立 木 地			無立木地等		人 工 林 率 (B／A)
		面 積 (A)	比 率	計	人工林 (B)	天然林	伐採跡地		
総 数		ha 27,791	% 100.0	ha 25,909	ha 9,286	ha 16,623	1,882		% 33.4
国 有 林		22,173	79.8	20,544	5,646	14,898	1,629		25.5
公 有 林	計	252	0.9	5,365	3,640	1,725	253		64.8
	都道府県有林	1	0						
	市町村有林	251	0.9						
	財産区有林								
私 有 林		5,366	19.3						

資料：令和 6 年度最上村山地域森林計画書

東北森林管理局「最上村山国有林の地域別の森林計画書」（令和 6 年度樹立） 及び令和 6 年 12 月 31 日時点編成版森林簿

(2) 不在(市町村)者の森林所有面積

(令和6年12月31日現在)

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積			
				計	県内	県外	住所不明
実数 (ha)	2014年	5,629	4,588	780	204	299	277
	2019年	5,636	4,674	704	186	378	140
	2024年	5,619	4,846	773	177	264	332
構成比 (%)	2014年	100	81	14	4	5	5
	2019年	100	83	12	3	7	2
	2024年	100	86	14	3	5	6

資料：令和6年12月31日時点編成版森林簿

(3) 民有林の齢級別森林資源表

(令和6年3月31日現在)

区分 \ 齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計	ha 5,619	ha 31	ha 58	ha 64	ha 248	ha 899	ha 4,319
人工林	3,641	31	5	54	224	803	2,525
天然林	1,725	—	53	10	24	96	1,541
竹林							
伐採跡地	50						
未立木地	203						

資料：令和6年12月31日時点編成版森林簿

(注) 単位未満四捨五入のため、各数の計と総数が一致しないことがある。

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	保有山林なし	3ha未満	3～5 ha	5～10 ha	10～20 ha	20～30 ha	30～50 ha	50～100 ha	100～500 ha	計
林業経営体数	—	—	27	41	65	—	30	—	—	162

資料：2020農林業センサス（林業経営体：世帯、団体・会社を含む）

(5) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	14	44.0	
うち林業専用道	6	22.3	

(イ) 細部路網の現況

(令和6年3月31日現在)

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	6	6.4	令和4・5年度新規開設路線

4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在		
スギ	V～IX	地名：志茂大横川山	林小班：7 林班口小班	面積計：202.6ha
スギ	V～IX	地名：本城平沢山	林小班：29 林班イロ小班	面積計：54.0ha
スギ	V～IX	地名：富沢大森	林小班：45 林班イロ小班	面積計：179.8ha
スギ	V～IX	地名：本城向居山	林小班：49 林班口小班	面積計：59.8ha

5 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		19,688
内 訳	第 1 次 産 業	1,882
	うち 林 業 (B)	180
	第 2 次 産 業	5,040
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
	第 3 次 産 業	12,594
B + C / A		0.9%

資料：令和3年度 市町村民経済計算

(2) 製造業の事業所数、従業者数

	事 業 所 数	従 業 者 数 (人)
全 製 造 業 (A)	18	480
うち木材・木製品製造業 (B)	—	—
B / A	—%	—%

資料：令和3年度 経済センサス活動調査

6 林業関係の就業状況

区 分	組 合・事 業 者 数	従 業 者 数		備 考
			う ち 作 業 員 数	
森 林 組 合	—	7	5	(名称：最上広域森林組合)
生 産 森 林 組 合	—	—	—	
素 材 生 産 業	2	12	12	
製 材 業	2	5	2	
森 林 管 理 署	—	5	3	(名称：山形森林管理署最上支署)
合 計	4	29	22	

(注) 1 従業者には、専従の役職員、現場作業員を含む。

2 備考には、区分で示した業種のうち必要なものについてその業務内容、就業形態等について特記すべき事項を記入する。

7 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公 有 林	森林組合	会 社	個 人	そ の 他	備 考
集材機							
運材車	2			2			
ホイールトラクタ	1			1			
グラップル付きトラック	2			2			主として運材用のトラック
グラップルソー	2			2			
計	7						
〈高性能機械〉							
ハーベスタ	1			1			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	1			1			積載式集材車両
スイングヤーダ							ワイヤー付き集材機

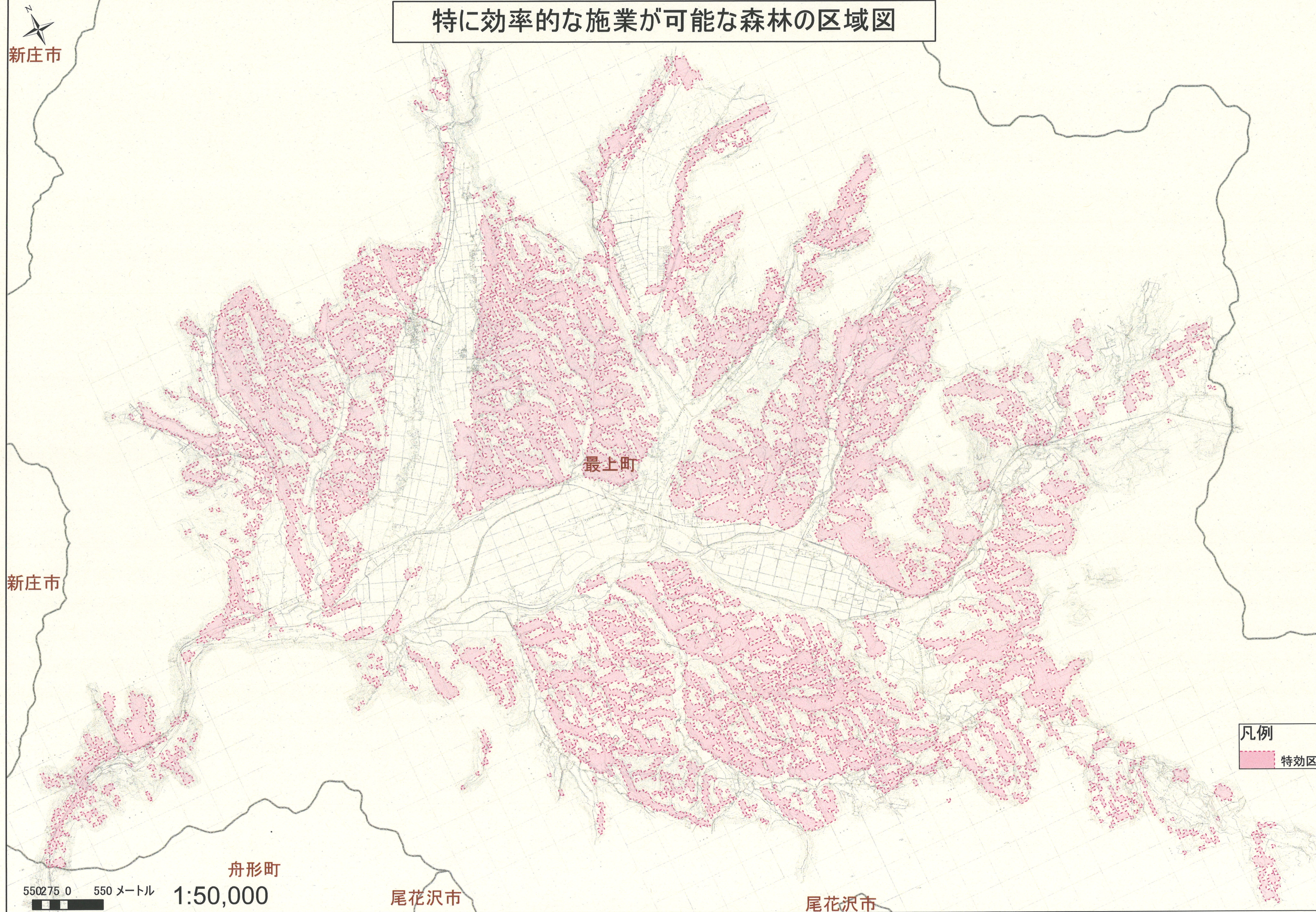
- (注) 1 林業機械等の種類は適宜追加する。
2 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

8 林産物の生産概況

種類	しいたけ		なめこ	ひらたけ	まいたけ	わらび	乾ぜんまい	ねまがりたけ	うるい	たらのめ	木炭
	原木	生									
生産量	kg 0	kg 140,370	kg 1,892	kg 0	kg 87,020	kg 7,170	kg 429	kg 383	kg 6,380	kg 3,134	kg 0
生産額 (百万円)	0	130.7	2.7	0	64.4	4.8	3.7	0.3	8.3	24.0	0

資料：令和5年次山形県特用林産物生産統計調査（最上町）

特に効率的な施業が可能な森林の区域図



凡例
特効区

新庄市

新庄市

最上町

舟形町

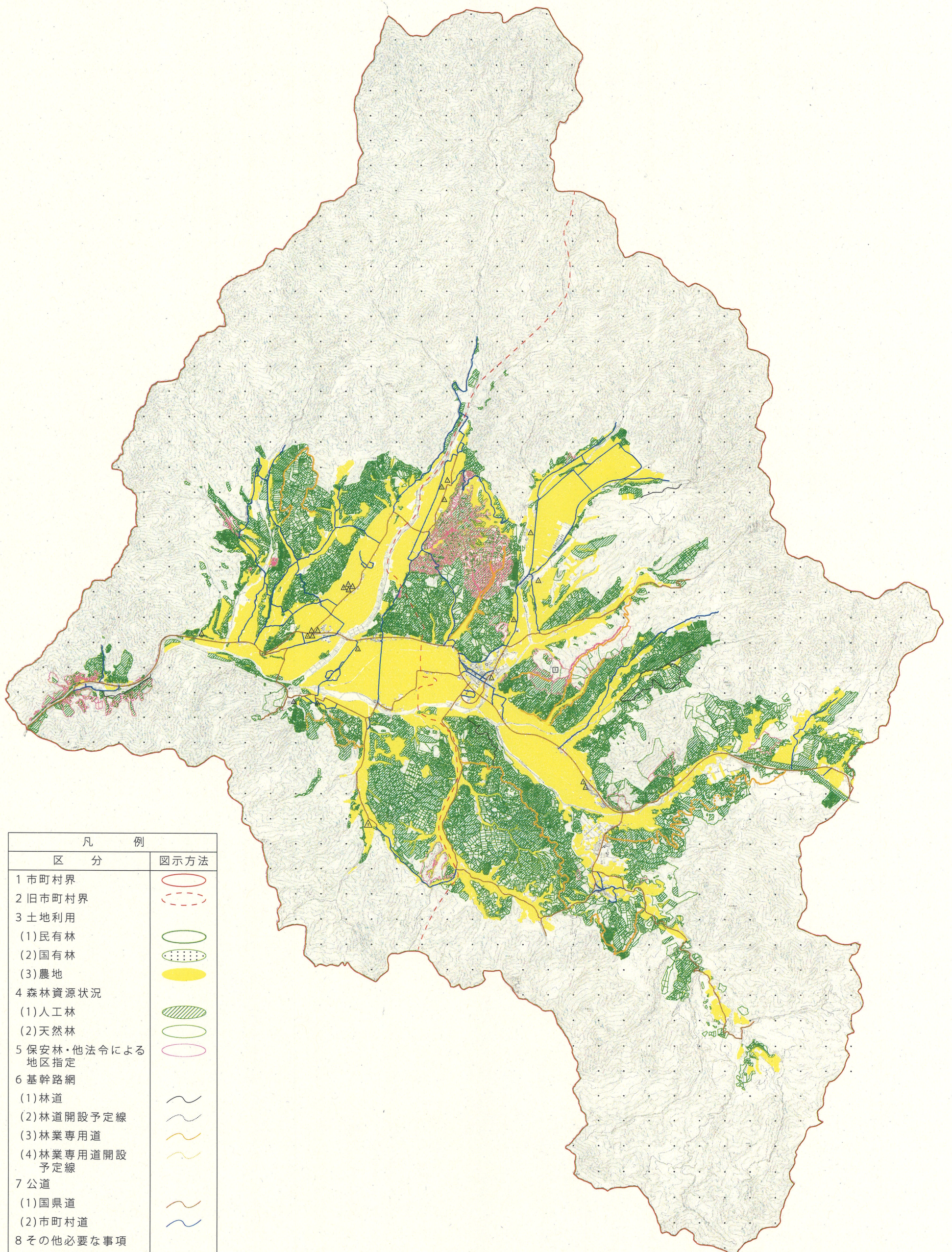
尾花沢市

尾花沢市

550275 0 550 メートル

1:50,000

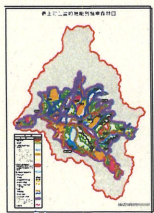
最上町森林整備計画概要図



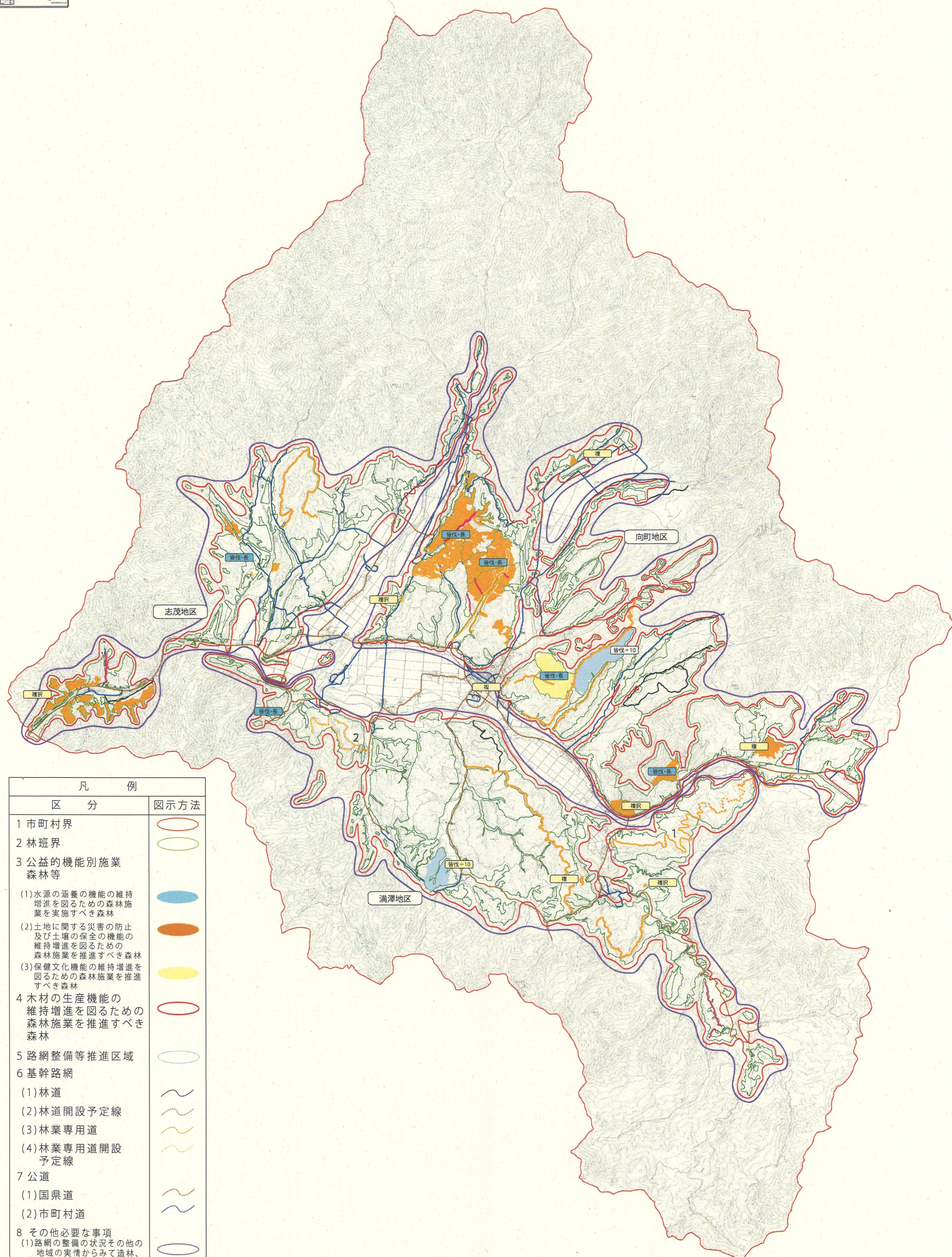
凡 例	
区 分	図示方法
1 市町村界	—
2 旧市町村界	- - -
3 土地利用	
(1) 民有林	—
(2) 国有林	...
(3) 農地	—
4 森林資源状況	
(1) 人工林	—
(2) 天然林	—
5 保安林・他法令による地区指定	—
6 基幹路網	
(1) 林道	—
(2) 林道開設予定線	- - -
(3) 林業専用道	—
(4) 林業専用道開設予定線	- - -
7 公道	
(1) 国県道	—
(2) 市町村道	—
8 その他必要な事項	
(1) 林産物の生産(特用林産物)、流通、加工	△△△...
(2) 生活環境施設	①②③...

0 500 1,000 2,000 3,000 5,000 m

1:30,000



最上町公益的機能別施業森林図



凡 例	
区 分	図示方法
1 市町村界	
2 林班界	
3 公益的機能別施業森林等	
(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を実施すべき森林	
(2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(3)保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
4 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
5 路網整備等推進区域	
6 基幹路網	
(1)林道	
(2)林道開設予定線	
(3)林業専用道	
(4)林業専用道開設予定線	
7 公道	
(1)国県道	
(2)市町村道	
8 その他必要な事項	
(1)路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると思われる区域	
9 溪畔林	

0 500 1,000 2,000 3,000 5,000 m

1:30,000